

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：藤崎町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.4%
全職員	59.5%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	93.9%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76.2%
31～35年	96.5%
26～30年	92.9%
21～25年	92.8%
16～20年	97.4%
11～15年	96.4%
6～10年	95.0%
1～5年	92.3%

#### 【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員及び全職員の算定にあたっては、週15.5時間未満勤務の職員を算定対象から除いています。

役職段階別の役職段階は国家公務員のものであり、本庁課長補佐相当職は藤崎町参事級・課長級、本庁係長相当職は藤崎町補佐級・係長級が相当します。

該当する職員が男女双方共又は一方しかいない場合は、算出できないため「—」を表記しています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。